



兒童扶養手當

特別兒童扶養手當



健康福祉課子育て支援室  ②51184

障害福祉係 ☎ 25)1183

児童扶養手当制度とは

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を育成している家庭（ひとり親家庭）などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

受給できるかた

手当を受けることができる
かたは、次の条件に当てはまる
18歳に達する日以後の最初
の3月31日までの間にある児
童を監護している母や、児童
を監護し生計を同じくする父
または児童を養育しているか
たば。

ムシロジノレニテ

※なお、児童が身体または精神に中程度以上の障がいを有する場合は、手続きにより20歳未満まで手当の支給延長が認められます。

手続きに必要なもの（新規）

支払時期
それぞれ4月、8月、12月
(原則11日)に前月までの4
か月分が口座振込で支払われ
ます。

受給できないかた

者（障がいの種類により異なりますが身体1級～3級、療育A～B1程度または診断書による自閉症や広汎性発達障害など）

手続きに必要なもの (新規)

本 ・新規認定請求書 ・請求者と対象児童の戸籍謄

特別児童扶養手当制度とは

申請には、個人番号および本人確認が必要です。くわしくは、健康福祉課子育て支援室へ問い合わせてください。

政令で定める程度の障がいのある20歳未満の児童の福祉の増進を図るための制度です。

受給できるか?
精神、身体または知的の障
がいのある20歳未満の児童を
監護している父母または養育

受給できるかた

精神、身体または知的の障がいのある20歳未満の児童を監護している父母または養育

政令で定める程度の障がいのある20歳未満の児童の福祉の増進を図るための制度です。

受給できるかた

- ・特別児童扶養手当認定診断書(障がいの内容によつては、手帳の写しを提出すること)で診断書を省略できます)

申請には、個人番号および
本人確認が必要です。

支給額（5月現在）

区分	児童1人
1級	月額 52,200 円
2級	月額 34,770 円

※区分は、身体障害者手帳の等級とは異なります。